昭和四十一年法律第一号

別措置法 古都における歴史的風土の保存に関する特

第一条 この法律は、 措置を定め、もつて国土愛の高揚に資するとと 国民に継承されるべき古都における歴史的風土 目的とする。 もに、ひろく文化の向上発展に寄与することを を保存するために国等において講ずべき特別の して国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の (定義) わが国固有の文化的資産と

第二条 この法律において「古都」とは、わが国 往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な で定めるその他の市町村をいう。 地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令

の自然的環境と一体をなして古都における伝統国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲 をいう。 と文化を具現し、及び形成している土地の状況 この法律において「歴史的風土」とは、わが 3

(国及び地方公共団体の任務等)

第三条 国及び地方公共団体は、古都における歴 の趣旨の徹底を図り、かつ、この法律の適正な 執行に努めなければならない。 4

法律の目的を達成するために行なう措置に協力 に努めるとともに、国及び地方公共団体がこの しくもこの法律の目的に反することのないよう しなければならない。 一般国民は、この法律の趣旨を理解し、いや

(歴史的風土保存区域の指定)

社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関第四条 国土交通大臣は、関係地方公共団体及び 的風土保存区域として指定することができる。的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史 係行政機関の長に協議して、古都における歴史 なくこれに回答するものとする。 公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞 この場合において、国土交通大臣は、関係地方 3 2

示しなければならない。 をするときは、その旨及びその区域を官報で公 国土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定

について準用する 前二項の規定は、 歴史的風土保存区域の変更

(歴史的風土保存計画)

第五条 国土交通大臣は、 指定をしたときは、 関係地方公共団体及び社会 歴史的風土保存区域の

資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行 を受けたときは、遅滞なくこれに回答するもの 交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出 域について、歴史的風土の保存に関する計画 政機関の長に協議して、当該歴史的風土保存区 しなければならない。この場合において、国土 (以下「歴史的風土保存計画」という。) を決定

2 ければならない。 歴史的風土保存計画には、次の事項を定めな

備に関する事項 風土の保存に関連して必要とされる施設の整 その他歴史的風土の維持保存に関する事項 歴史的風土保存区域内においてその歴史的 歴史的風土保存区域内における行為の規制

三 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関

る事項 第十一条の規定による土地の買入れに関す

地方公共団体に送付するとともに、官報で公示 しなければならない。 したときは、これを関係行政機関の長及び関係 国土交通大臣は、歴史的風土保存計画を決定

について準用する。 前三項の規定は、歴史的風土保存計画の変更

土の保存上当該歴史的風土保存区域の枢要な部第六条 歴史的風土保存区域内において歴史的風 保存地区(以下「特別保存地区」という。)を 保存計画に基づき、都市計画に歴史的風土特別 分を構成している地域については、歴史的風土 定めることができる。 (歴史的風土特別保存地区に関する都市計画)

を拒み、又は妨げてはならない。は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置 保存地区である旨を明示しなければならない。 置その他の適切な方法により、その区域が特別 められたときは、その区域内における標識の設 府県は、特別保存地区に関する都市計画が定 特別保存地区内の土地の所有者又は占有者

第七条 歴史的風土保存区域(特別保存地区を除 あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければ ようとする者は、政令で定めるところにより、 く。) 内において、次の各号に掲げる行為をし 害のため必要な応急措置として行なう行為につ 為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災 いては、この限りでない。 ならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行 (歴史的風土保存区域内における行為の届出)

建築物その他の工作物の新 築、

二 宅地の造成、 質の変更

土地の開墾その他の土地の形

木竹の伐採

土石の類の採取

Ŧi. で定めるもの 保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の

2 るときは、当該届出をした者に対し、必要な助 言又は勧告をすることができる。 て、 府県知事は、前項の届出があつた場合におい 歴史的風土の保存のため必要があると認め

3 知事にその旨を通知しなければならない。 る行為をしようとするときは、あらかじめ府県 (特別保存地区の特例) 国の機関は、第一項の規定により届出を要す

第七条の二 第二条第一項の規定に基づき古都と 好に維持されており、特に、その区域の全部を 画に定められた地区についてのこの法律の規定 ことができる。この場合において、当該都市計 り、第四条から前条までの規定の特例を設ける 村については、別に法律で定めるところによ 第六条第一項の特別保存地区に相当する地区と ける歴史的風土がその区域の全部にわたつて良 ついては、当該地区は、第六条第一項の特別保 して都市計画に定めて保存する必要がある市町 存地区とする。 して定められた市町村のうち、当該市町村にお (第四条から前条までの規定を除く。) の適用に 6

(特別保存地区内における行為の制限)

第八条 特別保存地区内においては、次の各号に う行為及び当該特別保存地区に関する都市計画 掲げる行為は、府県知事の許可を受けなけれ が定められた際すでに着手している行為につい の、非常災害のため必要な応急措置として行な ては、この限りでない。 軽易な行為その他の行為で政令で定めるも してはならない。ただし、通常の管理行

建築物その他の工作物の新築、 改築又は

二 宅地の造成、 質の変更 土地の開墾その他の土地の形

木竹の伐採

土石の類の採取

六 五 四 屋外広告物の表示又は掲出 建築物その他の工作物の色彩の 変更

改築又は t 保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令 で定めるもの 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土

の許可をしてはならない。 定める基準に適合しないものについては、 府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で

3 4 制定又は改廃の立案をしようとするときは、あた。国土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の れ特別保存地区ごとに定めることができる。 二以上の特別保存地区が定められたときは、前 一項の政令は、その区分の目的に応じてそれぞ 前条の法律により、市町村の区域を区分して

5 め必要な限度において、期限その他の条件を附 ればならない。 することができる。 第一項の許可には、歴史的風土を保存するた

らかじめ社会資本整備審議会の意見を聴かなけ

るところによる。 執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定め この場合において、当該命ぜられた行為を履行 著しく困難である場合に、これに代わるべき必 度において、原状回復を命じ、又は原状回復が 違反した者に対して、その保存のため必要な限 又は前項の規定により許可に附せられた条件に あると認めるときは、第一項の規定に違反し、 要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 しない場合における代執行に関しては、行政代 府県知事は、歴史的風土の保存のため必要が

7 行うべき旨をあらかじめ公告しなければならな じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を 回復等を行わないときは、府県知事又はその 復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状 た者にこれを行わせることができる。この場合 を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任し 事は、その者の負担において、当該原状回復等 き者を確知することができないときは、府県知 おいて、過失がなくて当該原状回復等を命ずべ 状回復等」という。) を命じようとする場合に わるべき必要な措置(以下この項において「原・前項前段の規定により原状回復又はこれに代 においては、相当の期限を定めて、当該原状回

ときは、あらかじめ府県知事に協議しなければ ならない 許可を受けることを要しない。この場合にお て、当該国の機関は、その行為をしようとする 国の機関が行なう行為については、第一項

第九条 前条第一項の許可を得ることができない 申請に係る行為については、この限りでない。 の各号の一に該当する場合における当該許可の き損失を補償しなければならない。ただし、次 県は、その損失を受けた者に対して通常生ずべ ため損失を受けた者がある場合においては、府 定により許可を必要とされている場合におい 令を含む。以下この号において同じ。) の規 て、当該法律の規定により不許可の処分がな て、第十条に規定する法律(これに基づく命 前条第一項の許可の申請に係る行為につい

られた趣旨に著しく反すると認められると通念上特別保存地区に関する都市計画が定め 前条第一項の許可の申請に係る行為が社会

県知事と損失を受けた者とが協議しなければな前項の規定による損失の補償については、府

条の規定による裁決を申請することができる。 で定めるところにより、収用委員会に土地収用 いては、府県知事又は損失を受けた者は、政令 (行為の禁止又は制限に関する他の法律の適用) 前項の規定による協議が成立しない場合にお (昭和二十六年法律第二百十九号) 第九十四

第十条 第七条及び第八条の規定は、歴史的風土 設法 (昭和二十五年法律第二百五十号)、京都 命令を含む。)の規定の適用を妨げるものでは 二百五十一号)その他の法律(これらに基づく 国際文化観光都市建設法(昭和二十五年法律第 法律第二百十四号)、奈良国際文化観光都市建 律第二百一号)、文化財保護法(昭和二十五年 年法律第百号)、建築基準法(昭和二十五年法 禁止又は制限に関する都市計画法(昭和四十三 築、土地の形質の変更その他の行為についての 保存区域内における工作物の新築、改築又は増 3 2 社会資本整備審議会は、前項に規定する事項

(土地の買入れ)

第十一条 府県は、特別保存地区内の土地で歴史 つた場合においては、当該土地を買い入れるも地を府県において買い入れるべき旨の申出があ しい支障をきたすこととなることにより当該土 を得ることができないためその土地の利用に著 て、当該土地の所有者から第八条第一項の許可 的風土の保存上必要があると認めるものについ

土地の価額は、時価によるものとし、政令で定 なければならない。 めるところにより、評価基準に基づいて算定し 前項の規定による買入れをする場合における

2

(買い入れた土地の管理)

|第十二条 府県は、前条の規定により買い入れた うに管理しなければならない。 土地については、この法律の目的に適合するよ

(歴史的風土保存計画の実施に要する経費)

|第十三条 国は、歴史的風土保存計画を実施する の許す範囲内において、その実施を促進するこ とに努めなければならない。 ため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政

(費用の負担及び補助)

第十四条 国は、第九条の規定による損失の補償 り、その一部を負担する。 及び第十一条の規定による土地の買入れに要す る費用については、政令で定めるところによ

| 2 国は、地方公共団体が歴史的風土保存計画に 方公共団体に対し、その一部を補助することがにおいて、政令で定めるところにより、当該地 の整備に要する費用については、予算の範囲内 基づいて行なう歴史的風土の維持保存及び施設 できる。

第十五条 削除

(社会資本整備審議会の調査審議等)

第十六条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣 存に関する重要事項を調査審議する。 又は関係各大臣の諮問に応じ、歴史的風土の保

に関し、国土交通大臣又は関係大臣に意見を述

る。
陳、説明その他必要な協力を求めることができ 事項を処理するため必要があると認めるとき べることができる。 又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開 六十号)の規定によりその権限に属させられた 備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第 村における歴史的風土の保存及び生活環境の整 は、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長 社会資本整備審議会は、この法律及び明日香

第十七条

(報告、 立入調査等)

|第十八条 府県知事は、歴史的風土の保存のため おいて、特別保存地区内の土地の所有者その他 ジャー・ 一一 … ときは、その必要な限度に必要があると認めるときは、その必要な限度に の関係者に対して、第八条第一項各号に掲げる

2 行為の実施状況その他必要な事項について報告 を求めることができる 府県知事は、第八条第一項、第五項又は第六

り、その状況を調査させ、又は同条第一項各号 と認めるときは、その必要な限度において、そ 項前段の規定による権限を行うため必要がある に掲げる行為の実施状況を検査させることがで 職員をして、特別保存地区内の土地に立ち入

3 れを提示しなければならない。 書を携帯し、関係人の請求があつたときは、こ 前項に規定する職員は、その身分を示す証明

1

権限は、犯罪捜査のために認められたものと解り第二項の規定による立入調査又は立入検査の してはならない。

4

(大都市の特例)

第十九条 この法律中府県が処理することとされ 関する規定は、指定都市に関する規定として指 する。この場合においては、この法律中府県に う。) においては、指定都市が処理するものと 定都市(以下この条において「指定都市」とい 第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指 定都市に適用があるものとする。 ている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律

(罰則)

第二十条 第八条第六項前段の規定による命令に 違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下 の罰金に処する。

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、六月 以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。 第八条第一項の規定に違反した者

た条件に違反した者 第八条第五項の規定により許可に付せられ

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、 円以下の罰金に処する。 第六条第二項の規定により設置した標識を 万

二 第十八条第一項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者 移動し、汚損し、又は破壊した者

第二十三条 第七条第一項の規定による届出をせ 三 第十八条第二項の規定による立入調査又は 過料に処する。 ず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 2

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の 代理人、使用人その他の従業者がその法人又は 人の業務又は財産に関して第二十条から第二十

> 二条までに規定する違反行為をしたときは、行 本条の罰金刑を科する。 為者を罰するほか、その法人又は人に対して各

則 抄

(施行期日)

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して六月をこ

0号) 則 (昭和四一年四月二八日法律第六

この法律は、公布の日から施行し、 年度分の地方交付税から適用する。 昭和四十

〇一号) (昭和四三年六月一五日法律第一

の日から施行する。 この法律(第一条を除く。)は、 新法の施行

(施行期日) 八号) 則 抄 (昭和四六年五月三一日法律第八

第一条 この法律は、 施行する。 昭和四十六年七月一日から

〇号) 附則 抄 (昭和五五年五月二六日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、 (経過措置) 公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に存する古都保存 的風土保存計画の公示の日以後その効力を失 分は、第二条第三項の規定による明日香村歴史 風土保存計画のうち、明日香村の区域に係る部 法第五条第一項の規定により決定された歴史的

第三条 この法律の施行の際現に存する古都保存 法第四条第一項の規定による明日香村の区域内 示の日(以下「告示の日」という。)以後その 年法律第百号)第二十条第一項の規定による告 の都市計画についての都市計画法(昭和四十三 の歴史的風土保存区域の指定は、第三条第一項 効力を失う。

は、古都保存法第七条の規定を適用する。 土保存区域に関しては、告示の日の前日まで 前項に規定する明日香村の区域内の歴史的風

|第四条 この法律の施行の際現に存する古都保存 その効力を有する。 する都市計画は、告示の日の前日までは、 日香村の区域内の歴史的風土特別保存地区に関 法第六条第一項の規定により定められている明 なお

第五条 告示の日前にした古都保存法又はこれに 第六条 第五条の規定は、昭和五十五年度分の予 基づく命令の規定に違反する行為に対する罰則 の適用については、なお従前の例による。

越されたものについては、なお従前の例によ 担金及び補助金で、昭和五十五年度以後に繰り 和五十四年度以前の年度分の予算に係る国の負 算に係る国の負担金及び補助金から適用し、昭

九号) 附 則 (平成五年一一月一二日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律 第八十八号)の施行の日から施行する。 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会 正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前利益処分の手続に関しては、この法律による改 正後の関係法律の規定にかかわらず、 合においては、当該諮問その他の求めに係る不 を執るべきことの諮問その他の求めがされた場 その他の意見陳述のための手続に相当する手続 条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続 その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により 規定により行われたものとみなす。 続は、この法律による改正後の関係法律の相当 分に係るものを除く。)又はこれらのための手 行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処

置は、政令で定める。 のほか、この法律の施行に関して必要な経過措 附則第二条から前条までに定めるもの

(政令への委任)

(平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日) 抄

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。

定 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 (同法第二百五十条の九第一項に係る部分 節名並びに二款及び款名を加える改正規

> 百二条の規定 条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第 条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部 規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に 項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ の事務として処理するものとする。 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ の法律に規定するもののほか、この法律の施行 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 第百六十一条において「国等の事務」という。) 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 れに基づく政令により管理し又は執行する国、 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律 (附則第一条各号に掲げる 規定については、当該各規定。以下この条及び それぞれの法律の相当規定によりされた処分等 む。)の経過措置に関する規定に定めるものを る行政事務を行うべき者が異なることとなるも されている許可等の申請その他の行為(以下こ 改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許 附則第百六十三条において同じ。) の施行前に の行為又は申請等の行為とみなす。 除き、この法律の施行の日以後における改正後 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 のは、附則第二条から前条までの規定又は改正 この法律の施行の日においてこれらの行為に係 の条において「申請等の行為」という。)で、 の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により 可等の処分その他の行為(以下この条において のそれぞれの法律の適用については、改正後の 「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行

2 続がされていないものについては、この法律及 らない事項で、この法律の施行の日前にその手 報告、届出、提出その他の手続をしなければな の規定により国又は地方公共団体の機関に対し この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律

> それぞれの法律の規定を適用する。 対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ 規定により国又は地方公共団体の相当の機関に びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの ないものとみなして、この法律による改正後の ればならない事項についてその手続がされてい か、これを、改正後のそれぞれの法律の相当

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 下この条において「上級行政庁」という。)が前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 であった行政庁とする。 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に あったものについての同法による不服申立てに に引き続き上級行政庁があるものとみなして、 ついては、施行日以後においても、当該処分庁 (不服申立てに関する経過措置)

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされ 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 ることとされる事務は、新地方自治法第二条第

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対 する罰則の適用については、なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号 財源の充実確保の方途について、経済情勢の推国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 ては、地方分権を推進する観点から検討を加び新地方自治法に基づく政令に示すものについともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 きる限り新たに設けることのないようにすると 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 に規定する第一号法定受託事務については、で 必要な措置を講ずるものとする。

〇二号) 則 (平成一一年七月一六日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法 律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。

条の規定 公布の日 三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において 者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他 委員その他の職員である者(任期の定めのない 次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、 かかわらず、その日に満了する。 の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定に

一から五十五まで 略

五十六 歴史的風土審議会 (別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもの 置は、 ほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措R三十条 第二条から前条までに規定するものの 別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第 一六〇号) 抄

(施行期日)

|第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただ る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第千三百四十四条の規定 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 -四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 公布の日

〇五号) (平成二三年八月三〇日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律 (附則第一条各号に掲げる 規定によりなお従前の例によることとされる場 規定にあっては、当該規定。以下この条にお 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則 0)

4	
	る罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) (政令への委任) (政令への委任) (政令への委任) (政令への委任)) 抄 (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (市する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。